

オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会（第 3 回）

EU におけるオンラインプラットフォーム取引に 関するルール形成の現状

2018 年 6 月 26 日（火）

カライスコス アントニオス
京都大学大学院法学研究科准教授

本報告では、欧州連合（European Union. 以下「EU」という）において、オンラインプラットフォーム取引について提示されてきているルールを紹介する
⇒ 「第 1」で加盟国レベルでのルール改正の概要をみた上で、「第 2」で EU レベルでのルール形成（非公式のプロジェクトおよび公式のプロジェクト）を紹介する（それぞれ時系列に沿って取り扱う）

第 1 オンラインプラットフォーム取引に関する加盟国レベルでのルール形成の概要

1 デンマーク

消費者オンブズマン（Forbrugerombudsmanden）は、2015 年 5 月 1 日に、ユーザーレビューの公開に関するガイドライン（英語版：Guidelines on publication of user reviews）¹を公表

⇒ デンマークのマーケティング慣行法（Markedsføringsloven）に従い、要求事項を定めるもの

¹ <https://www.consumerombudsman.dk/media/49717/guidelines.pdf> からダウンロード可能。本資料で紹介するウェブサイトは、いずれも 2018 年 6 月 21 日に最終アクセスしたものである。

【内容の概要】

- 1 章 目的
 - 2 章 適用範囲
 - 3 章 定義
 - 4 章 レビューを公開するオンラインサービスの規制
 - 5 章 オンラインサービスのマーケティング
 - 6 章 消費者に対する情報提供
 - 7 章 ユーザーレビューの提出
 - 8 章 ユーザーレビューの処理
 - 9 章 ユーザーレビューの公開
 - 10 章 その他の規定
- 付則

2 イタリア

2016年1月にシェアリングエコノミーに関する立法提案²

⇒ その後、選挙による新国会の開会のため、審議は委員会レベルで中断

【条文の概要】

- 1 条 目的
- 2 条 定義
- 3 条 競争市場保護委員会 (Autorità garante della concorrenza e del mercato, AGCM) の権限
- 4 条 デジタルプラットフォームの運営ポリシーに関する書面の提出義務
- 5 条 課税
- 6 条 シェアリングエコノミーの普及のための年次措置
- 7 条 秘密性の保護
- 8 条 ガイドライン
- 9 条 監督
- 10 条 規制および制裁
- 11 条 経過規定
- 12 条 財務規定

² 法案の原文は、
http://documenti.camera.it/_dati/leg17/lavori/stampati/pdf/17PDL0039770.pdf からダウンロード可能。

3 フランス

(1) デジタル共和国法

2016年10月7日の法律第2016号³

+ 2017年9月29日のデクレ第1434号⁴

⇒ 消費法典 (Code de la Consommation) および観光法典 (Code du Tourisme) に、オンラインプラットフォームに関する規定を挿入

ア 消費法典の主な規定の概要⁵

L.111-7条 オンラインプラットフォーム運営者 (opérateurs de plateformes en ligne) の定義

消費者に対して一定の情報を誠実、明確かつ透明な方法で提供する
オンラインプラットフォーム運営者の義務

L. 111-7-1条 一定程度以上の規模 (月に500万以上の訪問数) を有するオンラインプラットフォーム運営者について、上記義務を強化 (2019年1月1日より)

L. 111-7-2条 オンラインでの消費者の意見 (レビュー) の収集や公開等を行う場合において、公開の態様およびオンラインで提出された意見の処理について誠実、明確かつ透明な情報を提供する義務……これらの意見の適正化を行っているのか、意見の日付、意見が公開されなかった理由の消費者に対する通知など

イ 観光法典⁶

(2) オンラインレビューに関する規準

フランス規格協会 (Association Française de Normalisation, AFNOR) は、2013年7月に、消費者によるオンラインでのレビューについて、その収集、適正化および

³ Loi n° 2016-1312 du 7 octobre 2016 pour une République numérique. 同法の原文は、<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000033202746&categorieLien=id> で閲覧可能。

⁴ 同デクレの本文は、

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000035720908&dateTexte=20180102> で閲覧可能。

⁵ 消費法典の原文は、

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069565> で閲覧可能。

⁶ 観光法典の原文は、

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006074073> で閲覧可能。

公開に関する原則および要求事項を定める標準⁷を公表した

※ ISO 20488:2018

国際標準化機構（International Organization for Standardization, ISO）は、2018年6月に、オンライン消費者レビューの収集、適正化および公開に関する原則および要求事項を定める標準⁸を公表した

第2 EU レベルでのルール形成

1 学術的プロジェクト

(1) ヨーロッパ法研究所（ELI）について

ヨーロッパ研究所（European Law Institute. 以下「ELI」という）

⇒ 2011年に独立機関として設立

⇒ ヨーロッパ法の質の改善を目的とする

⇒ ELI内のSIGs（Special Interest Groups、特別関心活動グループ）のひとつとして、「デジタル法」に関するもの

→ その中のサブグループとして、「オンライン仲介プラットフォーム」に関するもの

(2) ELIによる討議草案

2016年8月に、オンライン仲介プラットフォームに関する指令のための討議草案（Discussion Draft of a Directive on Online Intermediary Platforms）を公表⁹

【条文の概要】

第1章 適用範囲および定義

1条 適用範囲

2条 定義

⁷ NF Z74-501 Juillet 2013, Avis en ligne de consommateurs - Principes et exigences portant sur les processus de collecte, modération et restitution des avis en ligne de consommateurs.

⁸ ISO20488/2018, Online consumer reviews — Principles and requirements for their collection, moderation and publication.

⁹ 同討議草案の原文は、https://www.elsi.uni-osnabrueck.de/projekte/model_rules_on_online_intermediary_platforms/discussion_draft.html で閲覧可能。

- 3条 平準化の程度（完全平準化指令）
- 4条 EUの他の立法との関係
- 第2章 総則
 - 5条 本指令の下で提供される情報の明確性および透明性
 - 6条 リスティングの透明性
 - 7条 プラットフォームを通じた通信
 - 8条 評判（レピュテーション）フィードバックシステム
 - 9条 ユーザーを保護するプラットフォーム運営者の義務
 - 10条 強行的な性質
- 第3章 顧客に対するプラットフォーム運営者の義務
 - 11条 プラットフォーム運営者および供給者について顧客に情報を提供する義務
 - 12条 消費者の利益における強行的な性質（片面的強行性）
- 第4章 供給者に対するプラットフォーム運営者の義務
 - 13条 オンライン仲介プラットフォームについて情報を提供する義務
 - 14条 顧客に情報を提供するための設備を供給者に提供する義務
 - 15条 強行的な性質
- 第5章 プラットフォーム運営者の責任
 - 16条 総則
 - 17条 供給者によって提供された誤認惹起的な情報を除去するプラットフォーム運営者の義務
 - 18条 供給者による不履行に関するプラットフォーム運営者の責任
 - 19条 プラットフォーム運営者による誤認惹起的な表明
 - 20条 保証
 - 21条 強行的な性質
- 第6章 救済
 - 22条 供給者に対するプラットフォーム運営者の救済権
 - 23条 強行的な性質
- 第7章 最終規定
 - 24条 準拠法
 - 25条 執行（エンフォースメント）
 - 26条 罰則
 - 27条 国内法化
 - 28条 発効
 - 29条 名宛人

2 公式のプロジェクト¹⁰

欧州委員会（European Commission）は、「オンラインプラットフォームエコシステムが繁栄する環境を促進」するための一連の提案を行っている

⇒ 上記のような環境には、プラットフォームがそのユーザーを公正に取り扱い、違法なオンラインコンテンツの拡散を制限するための行動をとることが含まれる

(1) デジタル単一市場

欧州委員会は、2015年5月6日に、デジタル単一市場戦略を採択した

⇒ 3つの柱

- ① デジタルの物品および役務へのアクセスの改善
- ② デジタルネットワークおよびサービスが繁栄できる環境
- ③ 成長の動力としてのデジタル

(2) オンラインプラットフォームに関する政策文書

欧州委員会は、2016年5月25日に、オンラインプラットフォームおよびデジタル単一市場に関する政策文書（Communication）¹¹を公表した

⇒ さらなるアクションが必要となる主な領域を特定

⇒ オンラインプラットフォームに関する問題に対応する際に、欧州委員会が念頭におく原則を表明

- ① 同等のデジタルサービスに関する公平な競争の場
- ② 基本的価値観（core values）を保護するためのオンラインプラットフォームによる責任ある行動
- ③ ユーザーの信頼を維持し、イノベーションを保護するための透明性および公正性
- ④ データ駆動型経済（data driven economy）における開かれた非差別的な市場

(3) デジタル単一市場の中期的見直し

欧州委員会は、2017年5月10日に、デジタル単一市場戦略の実施についての中期的見直しに関する政策文書¹²を公表した

¹⁰ EUにおける、オンラインプラットフォームにおける取引に関するルール形成の詳細については、EUのウェブサイト <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/online-platforms-digital-single-market> を参照。

¹¹ COM(2016) 288 final. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1466514160026&uri=CELEX:52016DC0288> で閲覧およびダウンロード可能。

¹² COM(2017) 228 final. <https://eur-lex.europa.eu/legal->

- ⇒ オンラインプラットフォームに関する 2 つのフォローアップアクション
 - ・ 紛争解決、公正な取引方法の基準や透明性等を通じて、プラットフォーム対事業者の関係における不公正な契約条項や取引方法の課題に対応するためのアクションを準備すること
 - ・ 基本的権利が完全に尊重される中でのオンラインプラットフォームの効率性の促進を目的として、違法なコンテンツの除去（後掲「(4)」を参照）のためのメカニズムや技術的解決策に焦点を当てつつ、デジタル単一市場におけるプラットフォーム間の対話をより良く調整すること
- ⇒ 欧州委員会委員長のジャン＝クロード・ユンケルは、2017 年の一般教書演説（State of the Union address）¹³において、オンラインエコノミー（online economy）における、公正、予見可能、持続的かつ信頼できる事業環境を保護するためのオンラインプラットフォームに関するイニシアチブに言及した

(4) 違法なオンラインコンテンツに効果的に対応するための措置に関する勧告

- ・ 欧州委員会は、2018 年 3 月 1 日に、違法なオンラインコンテンツに効果的に対応するための措置に関する勧告（Recommendation）¹⁴を公表した
 - ⇒ 2017 年 9 月 28 日に採択された、オンラインプラットフォームの責任の強化に向けた違法なオンラインコンテンツへの対応に関する政策文書¹⁵に続くもの
- ・ 主な内容
 - ⇒ より明確な「ノーティスアンドアクション（notice and action）」手続き
 - ⇒ より効果的なツールおよびプロアクティブ技術（proactive technologies）
 - ⇒ 基本的権利を保障するためのより強い予防手段
 - ⇒ 小規模会社への特別な配慮
 - ⇒ 当局とのより密接な協力

(5) オンライン仲介サービスに関する規則提案

ア 規則提案

欧州委員会は、2018 年 4 月 26 日に、オンライン仲介サービスの公正性および

content/EN/TXT/?qid=1496330315823&uri=CELEX:52017DC0228 で閲覧およびダウンロード可能。

¹³ https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/letter-of-intent-2017_en.pdf からダウンロード可能。

¹⁴ C(2018) 1177 final. <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/commission-recommendation-measures-effectively-tackle-illegal-content-online> からダウンロード可能。

¹⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52017DC0555> で閲覧可能。

透明性をビジネスユーザーのために促進する規則提案¹⁶を公表した

⇒ 2年間にわたって収集されたデータや利害関係人の意見を含む影響評価 (impact assessment) によって補強

⇒ 法的根拠 (legal basis) は欧州運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union, TFEU) 114条 (域内市場)

【条文の概要】

1条 規律対象および適用範囲

ユーザー (ビジネスユーザーおよびコーポレートウェブサイトユーザー) のために適切な透明性を確保し、かつ、ユーザーに救済手段を提供するために、オンライン仲介サービス提供者およびオンライン検索エンジン提供者の義務について定める規則

EU域内の拠点を置くビジネスユーザーまたはコーポレートウェブサイトユーザーであって、EU域内に拠点を置く消費者に物品または役務を提供するそのようなユーザーに対して提供されるオンライン仲介サービスまたはオンライン検索エンジンに適用

2条 定義

ビジネスユーザー、オンライン仲介サービス、オンライン検索エンジン、コーポレートウェブサイトユーザー等、10個の定義

3条 利用規約

オンライン仲介サービス提供者等が使用する利用規約の明確性、アクセス可能性および変更に関する要求事項を定める

4条 サービスの停止および終了

ビジネスユーザーによるオンライン仲介サービスの利用を停止し、または終了する場合について、オンライン仲介サービス提供者に、ビジネスユーザーに対して理由書を提示する義務を課す

5条 ランキング

検索結果におけるビジネスユーザー等のランキングを決定する主なパラメーター等について、オンライン仲介サービス提供者等に、利用規約への記載義務を課す

6条 異なる取扱い

オンライン仲介サービス提供者が自らまたは自己の支配するビジネスユーザーを通じて提供する物品または役務について異なる取扱いを行う場合について、オンライン仲介サービス提供者に、利用規約への記載義務を課す

¹⁶ COM(2018) 238 final. <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/regulation-promoting-fairness-and-transparency-business-users-online-intermediation-services> からダウンロード可能。

7条 データへのアクセス

ビジネスユーザーまたは消費者がオンライン仲介サービスに提供する個人情報その他のデータ等へのビジネスユーザーのアクセス権の有無について、オンライン仲介サービス提供者に、利用規約への記載義務を課す

8条 他の手段を通じて異なる条件を提供することに対する制限

ビジネスユーザーが他の手段において消費者に対して異なる条件を提供することに関して制限を受ける理由について、オンライン仲介サービス提供者に、利用規約への記載義務を課す

9条 内部苦情処理システム

ビジネスユーザーからの苦情を処理するための内部システムを提供する義務等をオンライン仲介サービス提供者に課す

10条 メディエーション

1 人以上のメディエーターの氏名等を利用規約に記載する義務等をオンライン仲介サービス提供者に課す

11条 専門メディエーター

欧州委員会は、メディエーションによる紛争解決を促進するために、オンライン仲介サービス提供者によるメディエーション機関の設立を奨励する

12条 代表機関または団体および公的機関による司法手続

オンライン仲介サービス提供者が本規則に違反した場合につき、代表団体等による差止請求権を認める

13条 自主行動規準 (codes of conduct)

欧州委員会は、オンライン仲介サービス提供者等による自主行動規準の設定を奨励する

14条 見直し

欧州委員会は、本規則の見直しを行う（最初の見直しは発効から3年後）

15条 発効および適用

本規則は、官報掲載の日から6か月後に発効する

イ 監視所

欧州委員会は、2018年4月26日に、オンラインプラットフォームエコノミーに関する監視所 (Observatory on the Online Platform Economy) のための専門家グループを立ち上げる旨の決定 (Decision) ¹⁷を行った

(6) アルゴリズムの透明性

欧州委員会は、アルゴリズムの透明性と信頼性に関する分析を行っている

¹⁷ C(2018) 2393 final. <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/commission-decision-group-experts-observatory-online-platform-economy> からダウンロード可能。

- ⇒ 欧州議会の要請によって開始されたパイロットプロジェクト
- ⇒ 2018年3月から16か月間